

広島県告示第七七十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によって、令和五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和五年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	佐伯区湯来町大字葛原の一部、大字白砂の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
三原市	高坂町真良の一部、小泉町の一部、 久井町吉田の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
府中市	木野山町の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
三次市	廻神町の一部、南畑敷町の一部、 神杉地区の一部、三和町羽出庭の一部、 吉舎町吉舎の一部、吉舎町三玉の一部、 甲奴町梶田の一部、君田町櫃田の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
庄原市	東城町小奴可の一部、総領町下領家の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
東広島市	西条町郷曾の一部、安芸津町木谷の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
廿日市市	津田字並田の一部、津田字八幡迫の一部、 津田字東柏の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
江田島市	沖美町三吉地区の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
大崎上島町	木江・沖浦の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
世羅町	寺町の一部、京丸の一部、堀越の一部、 本郷の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日
神石高原町	近田の一部、草木の一部、上豊松の一部、 高光の一部	交付決定の日、 令和六年三月三十一日

二 数値情報化事業

安芸高田市	広島市	数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
向原町坂の一部	佐伯区湯来町大字和田の一部			
交付決定の日 令和六年三月三十一日	交付決定の日 令和六年三月三十一日			

三 街区境界調査

海田町	府中町	調査を行う者の名称	街区境界調査を行う地域	調査期間
つくも町、南つくも町	本町一丁目の一部、本町二丁目の一部、本町三丁目の一部、鹿籠一丁目の一部			
交付決定の日 令和六年三月三十一日	交付決定の日 令和六年三月三十一日			